

平成 25 年 1 月 29 日

大阪市人事監察委員会  
委員長 長谷川幸洋 様  
委 員 各 位

委員 赫 高規

市長に対し要望すべき点について

当職は、人事監察委員会における審議の適正の観点から、下記理由に基づき下記事項を市長に対し要望すべきものと考えております。

ご検討くださいますようお願いします。

記

(要望事項)

- 1 市長は、再就職を承認しようとする再就職希望者についてのみ、人事監察委員会の意見を聴くものとする。
- 2 市長は、再就職を承認しようとする再就職希望者について人事監察委員会の意見を求めるにあたり、承認しようとする具体的理由を示すものとする。

(理由)

- 1 現状の運用は、職員等から大阪市職員基本条例（以下、「本件条例」という。）47 条 4 項に基づく申請があると、その全件について、就職を承認すべきか否かにつき人事監察委員会の意見を聴くというものとなっている（現時点で、人事監察委員会の意見を聴かずに市長限りで就職を承認しない旨の判断をした例はない）。

しかしながら、本件条例 47 条 3 項によれば、市長が就職を承認しない旨の判断するにあたって人事監察委員会の意見を聴くべきものとされていないことは明らかであり、人事監察委員会が、市長の承認しない旨の判断をしようとする再就職希望者について意見を述べるべき法的根拠はないというべきである。

また、人事監察委員会における審議の適正効率化の観点からも、審議対象を条例が予定しているもの以上に拡大すべきではない。

したがって、上記要望事項 1 のとおり、要望する。

- 2 人事監察委員会において、市長が当該職員についての再就職を承認することについて適切に意見を述べるためには、市長がいかなる理由で当該承認をしようとするのかが示

されることが必要不可欠である。

また、本件条例 47 条 1 項 2 項は、職員等の外郭団体等への再就職を原則として禁止し、同条 3 項所定の例外要件に該当する場合にのみ、市長が再就職を承認できるものとされているところ、そもそも、市長が当該承認をするにあたっては、当該例外要件に該当するものと認める具体的理由を付してすることが、例外要件該当性の判断の適正を担保する観点からも、市民への説明責任の観点からも求められているものというべきであり、したがってまた、市長が人事監察委員会に対し承認についての意見を求めるにあたっても、承認したい理由を示し、当該理由の適正性についても意見を求めるべきである。

したがって、上記要望事項 2 のとおり、要望する。

以上